

外国人学校に対する税制上の優遇措置を求める意見書

わが国には、現在200万人を超える外国人が暮らしており、外国人学校も210校以上あると言われている。これらの外国人学校は、外国人の自力で運営され、子どもたちに自国の言葉や文化を教えながら、近隣の学校や地域住民との相互理解を深めている。また、外国人学校で学んだ子どもたちも、日本における「多文化共生社会」の実現のため、様々な分野で貢献している。

しかし、外国人学校に対する国などからの支援は十分とは言えず、学校経営を寄付に頼らざるを得ない現状にある。そうした中、寄付を集めやすくする税制上の優遇措置の適用は、欧米系のインターナショナルスクールだけであり、それ以外の外国人学校には適用されていない。

こうしたことから、日本弁護士連合会は2008年3月、「生徒の学習権を侵害する」として日本政府に対し、このような差別的な取扱いの改善を求める勧告を出すなど、他の外国人学校にも税制上の優遇措置を適用させることを求める世論が高まっている。

よって、国会及び政府においては、外国人学校の処遇改善に向け、次の事項を速やかに実行するよう強く要望する。

記

- 1 あらゆる外国人学校に対し、所得税法及び法人税法上の指定寄付金制度を適用すること。
- 2 あらゆる外国人学校を、所得税法及び法人税法上の特定公益増進法人制度の適用対象として取り扱うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年(2009年)6月4日

札幌市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、  
文部科学大臣

(提出者) 民主党・市民連合、公明党、日本共産党、市民ネットワーク北海道  
及び改革維新の会所属議員全員